

平成 30 年 2 月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

目次

民間保育所における虐待案件に対する処分及び指導について（報告） …… P1～3

こ ども 部
平 成 30 年 2 月



民間保育所における虐待案件に対する処分及び指導について（報告）

1 A保育所について

(1) 概要

保育士が行った虐待行為について、長崎市から法人に対し改善命令（行政処分）を行ったもの。

(2) 経過

年月日	内容
H29. 9. 28	・保育士が、午睡をせず騒いでいる児童 11 人に対し、ハエたたきで児童を叩く、蹴る、抱えて落とす等の虐待行為を行った。
H29. 10. 12	・幼児課あて保育士の虐待行為を通報する匿名投書が郵送される（1 通目）。 ・施設内で職員から施設長に報告があり事態が発覚。
H29. 10. 13	・幼児課に、1 通目とは別の者と思われる匿名投書 2 通目が郵送される。
H29. 10. 17	・事実確認のため幼児課職員 2 名が A 保育所を訪問。監視カメラの録画映像で、H29. 9. 28 の虐待行為が確認された。
H29. 10. 20	・被害児童の保護者に理事長、園長及び主任保育士が謝罪。
H29. 10. 23	・施設が保護者会を開催し、理事長、園長及び当該保育士が謝罪。
H29. 10. 23 ～H29. 11. 13	・幼児課職員による特別指導監査
H29. 11. 30	・当該保育士が依願退職
H29. 12. 28	・弁明の機会の付与（弁明なし）
H30. 1. 24	・改善命令
H30. 2. 2	・改善計画書提出

(3) 改善命令の根拠

ア 児童福祉法（以下「法」という。）第 45 条第 1 項

イ 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第 12 条

ア及びイに違反しているため、法第 46 条第 3 項の規定による改善命令を行った。

A 保育所は、平成 28 年にも保育士の不適切な行為があっており、平成 28 年 4 月 21 日付けで改善勧告を行っていたにもかかわらず虐待案件が起こったことから、改善勧告に従わなかったとみなし、改善命令に至った。

(4) 改善命令の内容

ア 虐待の再発を防止すること

イ 法人としての責任を明確にし、厳正な対処を行うこと

以上について改善計画書及び改善報告を提出させる。

(5) 改善命令に従わない場合

法第 46 条第 4 項に基づく事業停止命令を行う。加えて施設名等の公表、長崎市補助金等交付規則及び長崎市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(6) 今後の指導

提出された改善計画に沿った改善が行われているか、一定期間幼児課職員による実地検査を強化し、随時確認を行っていく。

2 B保育所について

(1) 概要

保育士が行った虐待行為について、長崎市から法人に対し改善勧告（行政指導）を行ったもの。

(2) 経過

月 日	内 容
H29. 10. 24	・保育士が、児童の服を一部脱がせて手の届かないところにぶら下げ、児童が服を取ろうとする姿を携帯電話で動画撮影し、同僚に見せる等の虐待行為を行っている旨の匿名通報を受ける。（幼児課受電）
H29. 10. 25 ～H29. 10. 26	・事実確認のため幼児課職員2名がB保育所を訪問。 ・当該保育士及び目撃した職員への聴き取りにより事実を確認。
H29. 10. 30 ～H29. 11. 15	・幼児課職員による特別指導監査
H29. 10. 31	・当該保育士が依願退職
H29. 11. 4	・被害児童の保護者に理事長、園長及び副園長が謝罪。
H29. 11. 8	・施設から全保護者あての謝罪文を配布。
H29. 12. 28	・改善勧告
H30. 1. 26	・改善計画書提出

(3) 改善勧告の根拠

ア 児童福祉法（以下「法」という。）第45条第1項

イ 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条

ア及びイに違反しているため、法第46条第3項の規定による改善勧告を行った。

(4) 改善勧告の内容

ア 虐待の再発を防止すること

イ 法人としての責任を明確にし、厳正な対処を行うこと

以上について改善計画書及び改善報告を提出させる。

(5) 改善勧告に従わない場合

法第46条第3項に基づく改善命令、または法第46条第4項に基づく事業停止命令を行う場合がある。加えて施設名等の公表、長崎市補助金等交付規則及び長崎市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(6) 今後の指導

提出された改善計画に沿った改善が行われているか、一定期間幼児課職員による実地検査を強化し、随時確認を行っていく。

【参考 1 関係法および条例抜粋】

○児童福祉法

第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

第46条 都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第45条第1項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

4 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第45条第1項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第58条 第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、同項の認可を取り消すことができる。

○長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

【参考 2 不正行為に対する行政指導及び行政処分の発動基準】

名称	区分	根拠条文	発動基準
改善勧告	行政指導	法第46条第3項	設備又は運営が法第45条第1項の基準に達しないとき
改善命令	行政処分	法第46条第3項	勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるとき
事業停止命令	行政処分	法第46条第4項	法第45条第1項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき ※改善勧告・改善命令を経る必要なし
認可取り消し	行政処分	法第58条第1項	法第35条第4項の規定により設置した児童福祉施設が、法もしくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したとき